

○内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
施行規則

令和 5 年 3 月 28 日

規則第17号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和 5 年内子町条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による抑制区域は、別表第 1 に掲げる区域とする。

(事前協議)

第 4 条 条例第10条の規定による事前協議を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による事前協議申請書には、別表第 2 に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要性がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

(事業計画の届出)

第 5 条 条例第12条第 1 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電に関する事業計画書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 別表第 2 に掲げる書類

(2) 確約書（様式第 5 号）

(3) 地域住民等への周知に係る措置の報告書（様式第 6 号）

(4) 土地所有者等の承諾書(様式第7号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第12条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画変更届出書(様式第8号)に前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 前2項の規定による届出においては、正副各1通を町長に提出しなければならない。

(同意等)

第6条 町長は、条例第13条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業(変更)同意通知書(様式第9号)又は再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書(様式第10号)により当該事業者へ通知するものとする。

(同意の基準等)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事業計画が、国が定める基準(「事業計画策定ガイドライン」(平成29年3月資源エネルギー庁策定)及び「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省策定)をいう。)を遵守したものであること。

(2) 条例第12条第1項又は第2項の規定による届出をした者(当該届出をした者が法人である場合にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))又は当該届出に係る工務施工者が、内子町暴力団排除条例(平成23年内子町条例第25号)第2条第3号の規定による暴力団員等又は同条第1号の規定による暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、変更通知書(様式第11号)により行うものとする。

(工事の着手等の届出)

第8条 条例第15条の規定による工事の着手の届出は、工事着手届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第15条の規定による工事の完了の届出は、工事完了届出書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第15条の規定による工事の中止又は再開の届出は、工事中止・再開届出書（様式第14号）により行うものとする。

(事業者変更の届出)

第9条 条例第16条の規定による届出は、事業者変更届出書（様式第15号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第10条 条例第17条の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第16号）により行うものとする。

(災害及び事故発生時の対応)

第11条 条例第19条の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業等状況報告書（自然災害、人的災害等の非常事態発生時）（様式第17号）により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第20条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第18号）とする。

(指導、助言及び勧告)

第13条 条例第21条第1項の規定による指導及び助言は、再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第20号）により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第22条第1項の規定による公表は、内子町公告式条例（平成17年内子町条例第4号）の規定による掲示その他町長が適当と認める方法によるものとする。

2 条例第22条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第21号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第22号）を町長に提出する方法により意見を述べるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

抑制区域	根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画の区域及び同法第25条第1項の保安林
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
指定文化財の所在する区域 史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11

	号) 又は内子町文化財保護条例 (平成17年内子町条例第122号) の規定による有形文化財 (建造物)、史跡名勝天然記念物若しくは埋蔵文化財包蔵地が所在する土地又は伝統的建造物群保存地区
自然公園区域	自然公園法 (昭和32年法律第161号) 第2条第3号の国定公園及び同条第4号の県立自然公園
自然環境保全地域	自然環境保全法 (昭和47年法律第85号) 第45条第1項の県自然環境保全地域 愛媛県自然環境保全条例 (昭和48年愛媛県条例第32号) 第18条第1項の愛媛県自然環境保全地域
農業振興地域内の農用地区域 (営農型太陽光発電事業を除く。)	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第8条第2項第1号の農用地区域
都市計画区域	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第9条第1項から第8項までに規定する各種の住居専用地域又は住居地域に該当する区域
河川区域及び河川保全区域	河川法 (昭和39年法律第167号) 第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
景観地区	内子町景観まちづくり条例 (平成20年内子町条例第29号) 第10条第1項の景観計画重点区域
その他	町長が必要と認める区域

別表第2 (第4条及び第5条関係)

(1) 維持管理に関する計画書 (様式第2号) (2) 撤去及び処分に関する計画書 (様式第3号) (3) 法人の登記事項証明書 (事業者が法人の場合に限る。) (4) 事業者の代表者の住民票抄本 (事業者は法人の場合を除く。)

- (5) 事業区域の位置図及び現況写真
- (6) 事業区域全域の公図の写し
- (7) 土地利用計画図（平面図（縮尺1000分の1以上のもの））
- (8) 土地造成計画図（平面図、縦断図及び横断図）
- (9) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (10) 計画平面図及び計画縦断面図
- (11) 排水施設計画構造図
- (12) 工事工程表
- (13) 土地等の登記事項証明書（写し）
- (14) 事業区域内土地所有者等一覧
- (15) 地域住民等への周知の実施計画の概要
- (16) その他町長が必要と認める書類

様式第1号 (第4条関係)

再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議申請書

年 月 日

内子町長

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名)

担当者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 10 条の規定に基づき、事前協議を申請します。

事 業 の 名 称							
設 置 者 (申請者と異なる場合)		住 所					
		氏 名					
管 理 者 (申請者と異なる場合)		住 所					
		氏 名					
事 業 区 域		内子町					
		面 積	㎡(実測・公簿)				
再生可能エネルギー発電設備の種別		☐ 太陽光	☐ 風力	☐ 水力	☐ バイオマス		
		☐ 地熱	☐ その他 ()				
再生可能エネルギー発電設備の設置規模		枚・ 基・ m・() (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)					
		設置面積					㎡
想 定 発 電 出 力		kW					
土 地 の 現 況		地 目	宅地	農地	山林	その他	合計
							㎡
設置工事の概要		着手予定日		年 月 日			
		完了予定日		年 月 日			
＊備考						＊受付印	
＊事前協議完了		年 月 日					

備考 * 欄は記入しないでください。

様式第2号（第4条及び第5条関係）

維持管理に関する計画書

事業の名称		
事業区域の所在地		内子町
事業区域の面積		m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別		☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
予定発電期間		年 月 日から 年 月 日まで
想定発電出力		k W
想定年間発電電力量		k Wh
再生可能エネルギー発電設備の概要		枚・ 基・ m・() (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)
設備保守点検 施工者	住 所	
	氏 名	
	連絡先 (電話・メール)	
設備保守点検 概 要	保守点検に係 る 実 施 内 容	
	点検の頻度	☐ 日常巡視点検（年間 回） ☐ 定期巡視点検（年間 回） ☐ 精密点検 （年間 回）
事業区域の 維持管理 施工者	住 所	
	氏 名	
	連絡先 (電話・メール)	

様式第3号（第4条及び第5条関係）

撤去及び処分に関する計画書

事業の名称		
事業区域の所在地		内子町
事業区域の面積		m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別		☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
事業終了後の撤去及び処分に関する事項	設備更新予定の有無	有 ・ 無
	撤去及び処分費用の概算金額	円
	撤去及び処分費用の調達計画	
	撤去予定時期	
	処分方法	

様式第4号（第5条関係）

再生可能エネルギー発電に関する事業計画書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第1項の規定に基づき、事業計画を届け出ます。

1 事業者の概要

事業者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
	担 当 者	

2 事業の概要

事 業 の 名 称	
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
想 定 発 電 出 力	k W
想定年間発電電力量	k W h

発電設備の設置規模	枚・基・m・() (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)
	設置面積 m ²
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電開始予定日	年 月 日
事業廃止予定日	年 月 日
事業廃止後の計画	
太陽光における反射光対策	
フレーム・架台、パワーコンディショナー、配電盤、ブレード、フェンス等の色彩	フレーム・架台 () パワーコンディショナー () 配電盤 () ブレード () フェンス等 ()
調整池の設置	有 ・ 無 容量 m ³
集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策	
法面に関する緑化計画又は土砂流出対策	
隣接地及び道路から直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する場合の具体的な方法	
着工時の重機又は機器の使用及び大型車両の通行による騒音・振動対策	

設計者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	
施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	
設備保守 点検施工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	
事業区域 の維持管 理施工者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	
緊急時の 連 絡 先	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・メール)	

3 事業区域の概要

事業区域の所在地		内子町 (地番が複数ある場合は代表所在地を記載し、他は別紙として添付)
事業区域の面積		m ²
事業区域の現況地目		(地番が複数ある場合は代表所在地の現況地目を記載し、他は別紙として添付)
	うち森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類 ()
	うち農地	有・無 田・畑・採草地
湧 水		有・無 利用状況()
井 戸		有・無 利用状況()
温 泉 源		有・無 名称() 利用状況() 管理者等()
用 水 路		有・無 名称() 利用状況() 管理者等()
排 水 路		有・無 名称() 利用状況() 管理者等()
河 川		有・無 河川名() 河川管理者名()

4 事業区域の周辺

最も近い住宅等までの距離		m
事業区域からの排水経路		
事業区域 への進入 路の状況	進 入 路	線
	進入路の幅員	m

5 抑制区域の確認状況

抑 制 区 域	区域の該当	確認日	確 認 先
地 す べ り 防 止 区 域	有・無		
急傾斜地崩壊危険区域	有・無		
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	有・無		
砂 防 指 定 地	有・無		
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	有・無		
鳥 獣 保 護 区	有・無		
指定文化財の所在する区域 史跡名勝天然記念物の指定地	有・無		
自 然 公 園 区 域	有・無		
自 然 環 境 保 全 地 域	有・無		
農業振興地域内の農用地区域 (営農型太陽光発電事業を除く。)	有・無		
都 市 計 画 区 域	有・無		
河川区域及び河川保全区域	有・無		
景 観 地 区	有・無		
その他町長が必要と認める区域	有・無		

備考

設備保守点検施工者、事業区域の維持管理施工者又は緊急時の連絡先が法人である場合は、当該事業者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

6 関係法令の確認状況

関 係 法 令	
国土利用・開発行為	☐ 国土利用計画法 ☐ 国有財産法 ☐ 土地収用法 ☐ 都市計画法 ☐ 農業振興地域の整備に関する法律 ☐ 河川法 ☐ 砂防法 ☐ 地すべり等防止法 ☐ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ☐ 森林法 ☐ 農地法 ☐ 道路法 ☐ 道路交通法 ☐ 文化財保護法
自然環境・公害・廃棄物	☐ 自然公園法 ☐ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ☐ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ☐ 環境影響評価法 ☐ 内子町景観まちづくり条例 ☐ 大気汚染防止法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 悪臭防止法 ☐ 振動規制法 ☐ 騒音規制法 ☐ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ☐ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ☐ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ☐ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ☐ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
高圧ガス・危険物	☐ 建築基準法 ☐ 消防法 ☐ 熱供給事業法
電 気 法	☐ 電気事業法
そ の 他	☐ その他（ ）

備考 1 該当する関係法令がある場合は、□にレを付ける。
 2 上記のほか、届出等が必要な関係法令等は、事業者の責任において確認し、関係機関と協議等を行うこと。

様式第5号（第5条関係）

確約書

内子町において再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 再生可能エネルギー発電設備の設置、稼働及び維持管理に当たっては、周辺住民との積極的なコミュニケーションを図り、発電事業の実施に対する地域の理解促進に努め、地域と共生した発電事業とします。
- 2 再生可能エネルギー発電設備の設置、稼働及び維持管理に当たっては、関係法令、関係ガイドライン及び内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定を遵守するとともに万全な措置を講ずることにより、地域の景観その他自然環境及び周辺住民の健康を保護し、安全・安心な生活環境を保全します。
- 3 再生可能エネルギー発電設備の設置、稼働及び維持管理によって、地域の景観その他自然環境及び周辺住民の健康に被害が及ぶときは、自らの負担と責任において、誠意をもって速やかに解決します。
- 4 再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、自らの負担と責任において、再生可能エネルギー発電設備の全てを速やかに撤去し、原状回復します。
- 5 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡するときは、当該確約を相手方に責任をもって継承します。

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名)
担 当 者

様式第 6 号（第 5 条関係）
地域住民等への周知に係る措置の報告書

年 月 日

内子町長 様
事業実施者 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名)
担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 11 条の
規定により、地域住民等に対する周知に係る措置を講じたので、同条例第 12 条第 1
項の規定により次のとおり報告します。

事 業 の 名 称	
事業区域の所在地	内子町
想 定 発 電 出 力	k W
講 じ た 措 置 の 種 別	☐ 説明会 ☐ 戸別訪問 ☐ その他
講 じ た 措 置 の 内 容	
対 象 区 域	
地域住民等の意見、要望等	
地域住民等の意見、要望等に 対する回答	

- 備考 1 説明会等の資料を添付すること。
2 この様式に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付すること。
3 説明会等ごとに、本報告書を作成すること。

様式第7号（第5条関係）

土地所有者等の承諾書

年 月 日

内子町長 様

承諾者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

私は、内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第
3条第6号及び第7条について説明を受け、その内容について承諾します。

事 業 の 名 称	
事業区域の所在地	内子町
事業計画届出日	年 月 日

様式第8号 (第5条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画変更届出書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名)

担当者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、次の事業の変更について関係書類を添えて届け出ます。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
想定発電出力	k W
再生可能エネルギー 発電設備の種類別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
変更内容	変 更 前
	変 更 後
変更理由	

様式第9号 (第6条関係)

再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 13 条の規定により、次の事業について同意します。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種類別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
想定発電出力	k W
想定年間発電電力量	k W h
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	枚・ 基・ m ・ () (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)
	設置面積 m ²
同意の条件等	

様式第 10 号（第 6 条関係）

再生可能エネルギー発電事業（変更）不同意通知書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 13 条の規定により、次の事業について同意することができません。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
想定年間発電電力量	k W h
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	枚・ 基・ m ・（ ） (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)
	設置面積 m ²
同意しない理由	

様式第 11 号（第 7 条関係）

変更通知書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
想定発電出力	k W
想定年間発電電力量	k W h
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	枚・ 基・ m・() (太陽光パネルの枚数・風力発電機の基数などを記載)
	設置面積 m ²
変更を求める内容	

様式第 12 号（第 8 条関係）

工事着手届出書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 15 条
の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	内子町
事 業 区 域 の 面 積	m ²
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他()
想 定 発 電 出 力	k W
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
工 事 施 工 者 名	
工 事 施 工 者 住 所	
工 事 施 工 者 連 絡 先	
現 場 代 理 人 氏 名	
備 考	

様式第 13 号（第 8 条関係）

工事完了届出書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 15 条
の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
工事完了日	年 月 日
工事施工者名	
工事施工者住所	
工事施工者連絡先	
現場代理人氏名	
工事写真	別紙のとおり
運転開始予定日	年 月 日
備 考	

備考 県連法定の検査済証の写しを添付すること。

様式第 14 号（第 8 条関係）

工事中止・再開届出書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 15 条
の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
中止・再開年月日	年 月 日 中止 ・ 再開
中止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
中止・再開の理由	
中止時の工事の進捗状況	
関係者等との調整状況	
事故等防止措置の内容	
備 考	

様式第 15 号（第 9 条関係）

事業者変更届出書

年 月 日

内子町長 様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 16 条
の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号		
事業の名称			
事業区域の所在地	内子町		
事業区域の面積	㎡		
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）		
想定発電出力	kW		
想定年間発電電力量	kWh		
事業者名	区 分	新	旧
	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
	連 絡 先		
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		

様式第 16 号（第 10 条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

内子町長

様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 17 条の
規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	内子町
事 業 区 域 の 面 積	m ²
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想 定 発 電 出 力	k W
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
撤 去 作 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 の 理 由	
工 事 施 工 者 住 所	
工 事 施 工 者 連 絡 先	
現 場 代 理 人 氏 名	
関係者等との調整状況	
事故等防止措置の内容	
備 考	

様式第 17 号（第 11 条関係）

再生可能エネルギー発電事業等状況報告書

（自然災害、人的災害等の非常事態発生時）

年 月 日

内子町長

様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地

及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 19 条の規定により、次のとおり報告します。

同意に係る文書番号	年 月 日付け 第 号
事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	内子町
事 業 区 域 の 面 積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想 定 発 電 出 力	k W
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 状 況	
状 況 確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 者 氏 名	
発 電 設 備 の 状 況	
事 業 区 域 内 の 状 況	
事業区域周辺の状況	
講じた対策の内容	

様式第 18 号（第 12 条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所属 氏名 (年 月 日 生)	
この者は、内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 20 条第 1 項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日交付	
内子町長 印	
有効期限	年 月 日

（裏）

注 意 事 項
内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(抜粋)
(報告及び立入調査)
第 20 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告又は資料の提出を求め、町の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立ち入り調査をする町の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立ち入り調査の権限は、これを犯罪捜査のために認め

様式第 19 号（第 13 条関係）

再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり指導・助言します。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
指導・助言の内容	

様式第 20 号（第 13 条関係）

再生可能エネルギー発電事業勧告書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 21 条第 2 項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
勧告事項	

様式第 21 号（第 14 条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

内子町長 印

あなたが施行しようとする事業については、 年 月 日付け 第
号の再生可能エネルギー事業勧告書をもって必要な措置を講ずるよう勧告しました
が、いまだに改善が認められないことから、内子町自然環境等と再生可能エネルギ
ー発電事業との調和に関する条例第 22 条第 2 項の規定により意見を述べる機会を付
与しますので、通知します。

なお、意見の提出期限までに提出されない場合、次に記載した事項を公表する
ことになります。

1 公表する予定の事項

氏 名（名称及び代表者氏名）	
住 所（所在地）	
公表の原因となった事業の内容	
指導・助言又は勧告に至る経緯	
公 表 の 時 期	
公 表 の 方 法	内子町公告式条例で定める掲示場への掲示その他 町長が適当であると認める方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意 見 書 の 提 出 期 限	
提 出 先	

様式第 22 号（第 14 条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

内子町長

様

事業実施者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の役職・氏名）

担 当 者

年 月 日付け 第 号の意見を述べる機会の付与通知書
がありましたので、内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関
する条例第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

事業の名称	
事業区域の所在地	内子町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電 設備の種別	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ バイオマス ☐ 地熱 ☐ その他（ ）
想定発電出力	k W
公表の原因となった事業につ いての意見	
その他当該事案の内容につい ての意見	

備考 意見書を提出する場合は、証拠書類等を提出することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）
様式第 2 号（第 4 条及び第 5 条関係）
様式第 3 号（第 4 条及び第 5 条関係）
様式第 4 号（第 5 条関係）
様式第 5 号（第 5 条関係）
様式第 6 号（第 5 条関係）
様式第 7 号（第 5 条関係）
様式第 8 号（第 5 条関係）
様式第 9 号（第 6 条関係）
様式第 10 号（第 6 条関係）
様式第 11 号（第 7 条関係）
様式第 12 号（第 8 条関係）
様式第 13 号（第 8 条関係）
様式第 14 号（第 8 条関係）
様式第 15 号（第 9 条関係）
様式第 16 号（第 10 条関係）
様式第 17 号（第 11 条関係）
様式第 18 号（第 12 条関係）
様式第 19 号（第 13 条関係）
様式第 20 号（第 13 条関係）
様式第 21 号（第 14 条関係）
様式第 22 号（第 14 条関係）